

議案第106号

北上市産業支援センター条例の一部を改正する条例

北上市産業支援センター条例（平成28年北上市条例第34号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																				
1	<p>別表（第10条関係） 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>設備器具等</td> <td>[略]</td> <td>4,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	[略]			設備器具等	[略]	4,000円以内で市長が定める額	[略]			<p>別表（第10条関係） 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>設備器具等</td> <td>[略]</td> <td>10,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	[略]			設備器具等	[略]	10,000円以内で市長が定める額	[略]														
区分	単位	使用料																																				
[略]																																						
設備器具等	[略]	4,000円以内で市長が定める額																																				
[略]																																						
区分	単位	使用料																																				
[略]																																						
設備器具等	[略]	10,000円以内で市長が定める額																																				
[略]																																						
2	<p>別表（第10条関係） 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・会議室（A）</td> <td>[略]</td> <td>円 <u>3,750</u></td> </tr> <tr> <td>研修・会議室（B）</td> <td></td> <td><u>3,750</u></td> </tr> <tr> <td>研修・会議室（C）</td> <td></td> <td><u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td>イノベーションルーム</td> <td></td> <td><u>1,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	研修・会議室（A）	[略]	円 <u>3,750</u>	研修・会議室（B）		<u>3,750</u>	研修・会議室（C）		<u>1,000</u>	イノベーションルーム		<u>1,000</u>	[略]			<p>別表（第10条関係） 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修・会議室（A）</td> <td>[略]</td> <td>円 <u>3,920</u></td> </tr> <tr> <td>研修・会議室（B）</td> <td></td> <td><u>3,920</u></td> </tr> <tr> <td>研修・会議室（C）</td> <td></td> <td><u>1,040</u></td> </tr> <tr> <td>イノベーションルーム</td> <td></td> <td><u>1,040</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	研修・会議室（A）	[略]	円 <u>3,920</u>	研修・会議室（B）		<u>3,920</u>	研修・会議室（C）		<u>1,040</u>	イノベーションルーム		<u>1,040</u>	[略]		
区分	単位	使用料																																				
研修・会議室（A）	[略]	円 <u>3,750</u>																																				
研修・会議室（B）		<u>3,750</u>																																				
研修・会議室（C）		<u>1,000</u>																																				
イノベーションルーム		<u>1,000</u>																																				
[略]																																						
区分	単位	使用料																																				
研修・会議室（A）	[略]	円 <u>3,920</u>																																				
研修・会議室（B）		<u>3,920</u>																																				
研修・会議室（C）		<u>1,040</u>																																				
イノベーションルーム		<u>1,040</u>																																				
[略]																																						

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市産業支援センター条例に規定する使用料は、この条例の施行の日以後に使用申請する施設の使用料から適用し、施行の日前に使用申請した施設の使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改定後の使用料に係る事前手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成31年2月28日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

新規設備器具等の導入及び消費税法の一部改正に伴い、使用料を改正しようとするものである。